

武蔵野市民間クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 目的

この要項は、武蔵野市（以下「市」という。）において気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）のうち、市内に所在する民間施設（以下「施設」という。）の指定において必要な事項を定めることを目的とする。

2 指定施設の実施事項

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施する。

- (1)施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する市民が適切に休息できる空間の提供。
ただし、受け入れ可能人数内に限る。
- (2)休息用の椅子、ソファ等の準備。ただし、新設または既設を問わない。
- (3)冷房設備の適切な管理
- (4)問い合わせがあった場合の休息場所への案内
- (5)施設の出入り口等見やすい場所への案内やポスター等の掲示
- (6)環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際には、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放できること。
- (7)熱中症の疑いのある者等の対応をした場合、熱中症状況報告シート等にて市に報告するよう努めること。

3 指定基準

クーリングシェルターに指定される施設は、次の条件を満たす施設とする。

- (1)市内に所在を有すること
- (2)適当な冷房設備を有すること
- (3)施設を住民その他の者に、属性や要件を問わず無料で開放し、営業活動を主たる目的にはしないこと
- (4)滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること
- (5)環境省の熱中症警戒アラート等のメール配信サービスに登録し、環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際に速やかに情報入手できる体制にあること
- (6)市のホームページ等で次の内容の公表が可能であること
 - ①施設名称
 - ②施設所在地
 - ③クーリングシェルター開放可能日時（曜日、時間帯等）
 - ④受入可能人数
 - ⑤給水機等の有無

(7)熱中症対策事業の趣旨に適し、公序良俗に反しないこと

4 開放期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。ただし、開放期間中に協定書を締結した場合は、締結日から解放するものとする。

5 クーリングシェルターの応募

クーリングシェルターの応募方法は次のとおりとする。

(1)応募期間 随時

(2)応募方法 武蔵野市民間クーリングシェルター指定申込書（様式1）に必要事項を記載し、市へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて提出する。

6 クーリングシェルターの指定

(1)指定方法

応募があった施設のうち、「3 指定基準」を満たすものを、市長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、市は施設の代表者との間において、協定を締結するものとする。

(2)指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとする。ただし、クーリングシェルターの指定を受けた施設の代表者から当該期間の満了の1か月前までに、更新をしない旨の申出がない場合、引き続き同一の条件で1年間指定を更新するものとし、以後も同様とする。

(3)指定の解除

市は指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ①施設が指定基準の要件を満たさなくなった場合
- ②施設より指定の解除の申出があった場合
- ③市がクーリングシェルターとして不適当と認めた場合

7 物資の配布及び情報の提供

市は、クーリングシェルターに対し、次の物資の配布及び情報提供を行うものとする。

- (1)クーリングシェルター案内ポスターや掲示物の配布
- (2)熱中症予防に関する啓発資料の配布

8 経費の負担

(1)クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設の負

担とする。

(2)利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。

(3)物資の配布にかかる費用は、市の負担とする。